

令和2年2月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うちポータブル電源(リチウムイオン) 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
(うち美容機器(充電式) 1件、
電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 1件、自転車(フレーム) 1件、
自転車(前ホーク) 1件、電気ストーブ(カーボンヒーター) 1件、
調光器 1件、自転車 1件、電動アシスト自転車 4件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901140	令和2年2月1日	令和2年2月12日	石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)	UHB-TP1020	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年2月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901137	令和元年11月5日	令和2年2月10日	ポータブル電源(リチウムイオン)	PS5B	高山企画株式会社(輸入事業者)	火災	接骨院で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901133	令和2年1月2日	令和2年2月10日	美容機器(充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月7日
A201901134	令和2年1月14日	令和2年2月10日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和2年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月6日
A201901135	令和2年1月18日	令和2年2月10日	自転車(フレーム)	重傷1名	当該製品で走行中、自転車に接触し、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	自転車(前ホーク)に関する事故(A201901136)と同一
A201901136	令和2年1月18日	令和2年2月10日	自転車(前ホーク)	重傷1名	当該製品で走行中、自転車に接触し、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	自転車(フレーム)に関する事故(A201901135)と同一
A201901138	令和元年12月20日	令和2年2月10日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	店舗の作業場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月30日
A201901139	令和2年1月23日	令和2年2月10日	調光器	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品
A201901141	令和元年11月9日	令和2年2月12日	自転車	重傷1名	店舗の駐車場で使用者(80歳代)が当該製品に乗りしようとしたところ、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月3日
A201901142	令和元年6月5日	令和2年2月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月3日
A201901143	令和元年10月8日	令和2年2月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルグリップが外れ、バランスを崩し、ペダルが右足に当たり負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月3日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901144	令和2年1月13日	令和2年2月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月4日
A201901145	平成29年5月9日	令和2年2月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月3日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ポータブル電源（リチウムイオン）（管理番号:A201901137）

